

5 第4号 選定基準（消防法第35条の5第2項第4号）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準を次のとおりとする。

（1）医療機関選定についての基本的な考え方

第4号の基準（選定基準）は、救急隊が傷病者の観察に基づき医療機関リストの中から搬送すべき医療機関を選定するための基準である。

選定基準は、観察基準により傷病者を観察した結果、当該傷病者に適した区分に属する医療機関の中から最も搬送時間が短いものを選定することが基本的な考え方である。

本県では、更に輪番制等、各地域で既に活用されている選定方法を重視し、また、傷病者のかかりつけ医療機関の有無等を考慮して総合的に医療機関を選定することを、各地域メディカルコントロール協議会等において十分に協議し、各救急隊が統一した基準で活動できるようにする必要がある。

（2）一時的な搬送

救急隊が、目的の搬送医療機関へ搬送する際、搬送距離が長い等の理由から緊急的に気道確保、静脈路確保等の一時的な処置が必要な場合は、第2号基準「医療機関リスト」への掲載医療機関に関わらず、当該処置が可能な医療機関に一時的に搬送し、緊急処置後、速やかに目的の医療機関に搬送することを考慮する。

（3）重症度等が高くない場合

観察の結果、重篤もしくは重症度・緊急度が高くないと判断された場合の医療機関の選定方法については、既に活用されている各地域の選定方法を活用するとともに、各地域メディカルコントロール協議会等で十分な協議を行い、速やかに医療機関の選定が行なわれるようにしなければならない。

（4）隣接地域との連携

地域あるいは時間帯によっては観察基準の区分に適した医療機関が当該地域のリストに求められない場合も考えられる。その事態が予想される場合には、あらかじめ隣接地域等との連携を密にとって、搬送可能な医療機関と情報を共有しておかねばならない。